

## 学校保健安全法に基づく出席停止について

静岡県立大学

『学校保健安全法施行規則第三章 感染症の予防』に基づき、学校感染症に罹患した場合、「出席停止」の取り扱いをいたします。この期間は、治療に専念していただくようお願いします。  
なお、大学に登校する際には、医師の診断を受け下記の証明書を健康支援センター(医務室)へご提出ください。

◎ 登校許可証の必要な感染症の種類は次のとおりです。

種類	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ(感染症法に規定する)	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の 抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が 始まった後五日を経過し、かつ、全身状態が 良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	主治医において 伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	主治医において 伝染のおそれがないと認めるまで
	その他の伝染病(マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)等)	出席停止の措置が必要と考えられる伝染病

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、

合併症の起こらないように十分休養し、主治医の指示に従うよう注意してください。

※感染を防止するため、出席停止中は、他の方との接触は避けてください。

静岡県立大学行

### 登校許可証明書

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

病名 \_\_\_\_\_

上記の者は、感染する恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

医師からの注意事項

年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_